

入札公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年10月23日

島根県教育委員会教育長 野津 建二

1. 入札に付する事項

(1) 件名

松江市内特別支援学校暖房用燃料（A重油）の購入

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和6年11月12日（火）から令和7年3月31日（月）までとする。

(4) 納入場所

島根県立松江ろう学校（島根県松江市古志町191番地6）

島根県立松江養護学校（島根県松江市西川津町31番地）

島根県立松江清心養護学校（島根県松江市東生馬町11番地）

島根県立松江緑が丘養護学校（島根県松江市上乃木5丁目18番1号）

(5) 入札方法

1リットル当たりの単価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。落札価格に数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額を加算した額を支払代金とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「燃料・油脂類」小分類「石油」に登録されている者であること。

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(6) 島根県が行う物品の売買、借入れに係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(8) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3. 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階
島根県教育庁特別支援教育課 企画係
電話：0852-22-5420

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、**公告の日から令和6年11月1日(金)までの間**、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日・祝日を除く、**午前9時から午後5時まで**とする。)

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 **令和6年11月11日(月) 午前10時30分**

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階 教育委員控室

4. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が入札書に記載する金額に購入見込数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の交付を受け、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(特別支援教育課)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。